住所　仙台市青葉区宮町４丁目２番43―205号
李宜澤　昭和48年11月15日生
住所　東京都府中市若松町３丁目37番地６
王永林　昭和42年４月13日生
住所　東京都杉並区上荻２丁目31番12―405号
マウ・ミョウ・スェー　昭和46年３月25日生
住所　新潟県長岡市川崎１丁目2554番地４
唐麗傑　昭和47年５月30日生
住所　栃木県宇都宮市桜５丁目８番14号
葉帆　昭和57年６月29日生
住所　長野県須坂市大字野辺872番地イ
姉仁高娃　昭和42年１月22日生
包海日　平成７年７月２日生

**○厚生労働省告示第三百九十五号**

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第一項の規定により、平成二十一年六月二十二日に次のように同項に規定する在宅就業支援団体を登録したので、同条第二項第一号の規定に基づき公示する。

平成二十一年八月六日

厚生労働大臣　舛添　要一

| 在宅就業支援団体の名称 | 在宅就業支援団体の住所 | 在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地 |
|---|---|---|
| 特定非営利活動法人ネピオン | 兵庫県神戸市須磨区妙法寺字蓮池三百六十六番地の十ルネ須磨九〇五号室 | 兵庫県神戸市須磨区妙法寺字地子田千三十五番二 |

住所　宮崎市鶴島３丁目91番地
曹栄久　昭和39年１月15日生
住所　川崎市川崎区大師河原２丁目５番３号
曹博　平成２年２月10日生
住所　秋田市川尻みよし町２番33号
金美子　昭和36年２月24日生
住所　東京都東村山市秋津町５丁目９番地14
張鳳燕　昭和47年７月15日生
住所　東京都三鷹市井口３丁目１番10―212号
朴今蘭　昭和44年４月13日生

**○農林水産省告示第千六十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月六日

農林水産大臣　石破　茂

一　(一)　保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町東藤川字高山三八二二の一、三八二二の二、三八二三から三八二七まで、三八三〇、三八三二の一
(二)　指定の目的　水源のかん養
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区井川字上中山沢一五八八
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字上中山沢一五八八（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに静岡市役所及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千六十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月六日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　岩手県岩手郡雫石町西根上篠崎六七の二二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
上篠崎六七の二二（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び雫石町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千六十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月六日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　北海道島牧郡島牧村字原歌町四八四の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）、四八〇の一・四九一・四九二・五〇一の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び島牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千六十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月六日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　北海道勇払郡むかわ町穂別安住一一一の六（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一一三（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及びむかわ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千六十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月六日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　北海道沙流郡日高町山手町三丁目四六九の一・四七二の一・四七三の一・字日高四七七の七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千六十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月六日

農林水産大臣　石破　茂